

条例制定

あの工事はなに？何が建つの？

不安



団地の近くで、急に工事がはじまった。

説明のないまま産業廃棄物処理施設ができた！

知らないうちに住環境が変わってしまうことは問題です。12月議会では県への申請や、工事前に業者に地域説明を求める条例が2つ制定されました。

●産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防のための条例ができました。

農業振興地域に家畜舎跡地などが点在しており、簡単に産廃施設ができてしまう環境があります。今後は、説明会等が開催され、傍聴者の立場で市も参加し、説明が不十分であれば、事業者に対して追加説明会の開催を指示することとなります。

また業者は、住民の環境保全上の意見を調整し、見解書を作成します。さらに、環境保全誓約書も市に提出することとなります。

●開発行為等の周知のための条例ができました。

急に住まいの近くに大きな建物が建ち、トラックの交通量が増えることなどの不安に対し、千平米以上の開発について住民への説明がされるようになります。

2つの条例は、全員賛成で可決されました。市も、運用しながら条例改正をし、よりよいものにしていくと答弁しています。不都合な点がありましたらご意見をください。お待ちしております。

マイナンバー

窓口での扱いは？

する。



質疑

マイナンバーを書かないことで手続が遅延することはないか。書かないことで、市の対応は。

答弁

記載がないことを理由とした手続の遅延はないようにしたい。記載がない場合、特に罰則はない。協力をお願いするという姿勢で対応する。

■障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正

マイナンバー法施行に伴い、申請の際に申請者にマイナンバーを記載してもらう、市は、条例の定める範囲内で個人情報とひもつけて利用する。

質疑

マイナンバーは危険だからと、番号を書かない書類も受け取るのか。

答弁

記載はお願いするが、記載のない場合も申請を受理